

鋼船規則 C 編における改正点の解説 (水密戸の統一解釈)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 C 編中、水密戸の統一解釈に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は次のいずれかに該当する船舶に適用される。

- (1) 2025 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
- (2) 2025 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶（建造契約がない場合）
- (3) 2028 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶

2. 改正の背景

IACS は、SOLAS 条約第 II-1 章に規定される水密性が要求される戸の開閉表示装置や警報装置の要否といった詳細要件を取り纏めた IACS 統一解釈 SC156 (Rev.2) を 2021 年 1 月に策定しており、本会はこれらの要件を既に本会規則に取り入れている。

また、IMO では旅客船の隔壁甲板下の開口等に関する改正が 2020 年 11 月に決議 MSC.474(102) として採択された。

加えて、損傷時復原性の残存要件で除外される開口に関する改正が 2021 年 10 月に決議 MSC.491(104) 及び決議 MSC.492(104) として、2022 年 6 月に決議 MEPC.343(78) として、2022 年 11 月に決議 MSC.526(106) として採択された。本会はこれらの要件も既に本会規則に取り入れている。

そこで IACS は、IMO で採択された上記 5 つの決議を取り入れるべく、当該統一解釈を IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3) として更新した。

このため、IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3) に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 水密戸の開閉状態の定義に関する改正

IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3) 3.1 項に基づき、次の(a)から(c)に示すとおり、鋼船規則 C 編 1 編 2 章 2.2.2.1-1. に規定する水密戸の開閉状態に関する定義を改めた。なお、(a) 航海中は必ず閉鎖されているものに要求される「許可なく使用されることを防止する措置」については、水密戸や戸の開閉装置への施錠管理措置が考えられる。

(a) 航海中は必ず閉鎖されているもの：

港内にいるときにのみ使用され、出航前に閉鎖されるもの。これらの戸の開閉は船長が許可した時刻に行われ、当該時刻を航海日誌に記録しなければならない。航海中に当該水密戸にアクセスすることができる場合、許可なく使用されることを防止する措置を講じること。

(b) 航海中に通常は閉鎖されるもの：

航海中は通常閉鎖されており、船長が許可する場合にのみ使用が認められるもので、使用後は速やかに閉鎖されなければならない。

(c) 航海中に使用されるもの：

閉鎖されているが、旅客若しくは乗組員の通行のため主管庁が許可している場合又はその水密戸に著しく近接して作業する際、開放する必要がある場合において、航行中開放することができる。使用後は速やかに閉鎖されなければならない。なお、航行中に開放しておくことが認められた水密戸は、復原性資料に明確に記載され、常に直ちに閉鎖できるようにしておかなければならない。

(2) 水密戸に関する要件の表の改正

IACS 統一解釈 SC156 (Rev.3) Table 1 A II. 及び Table 1 B II. に基づき、水密戸の要件をまとめた鋼

船規則 C 編 1 編 2 章表 2.2.2-1.及び表 2.2.2-2.を改めた。なお、当該表の改正により、要求される要件に変更はない。